



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年1月13日(火) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
県民生活課	消費生活安全係	小池	内線 3018 直通 058-272-8204 FAX 058-278-2889

「岐阜県食品ロス削減推進計画見直し（案）」に対する 県民意見募集（パブリック・コメント）について

県では、食品ロス削減推進法第12条第1項の規定に基づき、食品ロスの削減を推進するため、令和4年度から12年度を計画期間とする「岐阜県食品ロス削減推進計画」を令和4年3月に策定しました。

国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（第2次基本方針）」等を踏まえ、今年度、当該計画の見直しを実施することから「岐阜県食品ロス削減推進計画見直し（案）」を作成しましたので、県民の皆さまからご意見を募集します。

記

1 意見の募集対象

岐阜県食品ロス削減推進計画見直し（案）

2 意見の募集期間

令和8年1月14日（水）～2月12日（木）

※郵送の場合は2月12日消印有効、FAX、電子メールの場合は2月12日必着

汎用電子申請基盤（LoGo フォーム）での回答は2月12日23時59分まで

3 計画（案）の閲覧方法

（1）インターネット（岐阜県庁ホームページ）

岐阜県庁ホームページ > 分類でさがす > 県政情報 > 広報・広聴 >
県政へのご意見・ご提案 >
県民意見募集（パブリック・コメント） >
岐阜県食品ロス削減推進計画見直し（案）

岐阜県民意見募集

web検索

<http://www.pref.gifu.lg.jp/page/471415.html>

(2) 印刷物

- ・県庁（1階情報公開・行政相談窓口前、9階県民生活課）
 - ・各県事務所（西濃、揖斐、中濃、可茂、東濃西部、恵那、飛騨の各総合庁舎）
- ※閲覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）

4 意見の提出方法

「意見提出用紙」に、住所、氏名（団体、企業の場合はその名称及び氏名）、連絡先を明記し、郵送、FAX、電子メール、汎用電子申請基盤（LoGo フォーム）のいずれかの方法で、以下へ提出してください。

岐阜県環境エネルギー生活部県民生活課消費生活安全係 行

- ・郵 送：〒500-8570（専用郵便番号のため住所の記載は不要）
- ・FAX：058-278-2889
- ・電子メール：c11261@pref.gifu.lg.jp
- ・汎用電子申請基盤（LoGo フォーム）URL：<https://logoform.jp/form/T8mB/1381676>

【留意事項等】

- ・件名を『「岐阜県食品ロス削減推進計画見直し（案）」に対する意見』としてください。（郵送の場合は封筒にご記入ください。）
- ・「意見提出用紙」は、岐阜県庁ホームページ、もしくは閲覧場所において入手できます。
- ・ご意見を提出される場合は、住所、氏名、電話番号、メールアドレスを必ずご記入ください。
- ・連絡先は、提出いただいたご意見の内容に不明な点があった場合等の確認のため使用します。
- ・電話又は口頭によるご意見の提出はご遠慮ください。また、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- ・ご意見は、日本語で記載してください。
- ・いただきましたご意見は、住所、氏名、連絡先を除き、公表させていただく場合があります。
- ・個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。

5 問い合わせ先

岐阜県環境エネルギー生活部県民生活課消費生活安全係

受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土日祝日を除く）

電話番号：058-272-8204（直通）

FAX：058-278-2889